

# 医療法人社団御上会野洲病院デイサービスしのはら運営規程

## (事業の目的)

第1条 医療法人社団御上会が開設する野洲病院デイサービスしのはら（以下、「デイサービス」という。）が行う指定通所介護（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員および運営管理に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員及び介護職員等の従業者（以下、「従事者」という。）が、社会的孤立感の解消及び生活機能の維持又は向上、並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図るため、要介護状態にある高齢者（以下、「利用者」という。）に対し適正な指定通所介護を提供することを目的とする。

## (運営の方針)

第2条 本事業所の従事者は、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、生活機能の維持又は向上を目指し、入浴、排泄、食事等の日常生活上必要な世話及び機能訓練等を行う。

2 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業所、関係各市町村、地域の保健・医療・福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

上記の他「滋賀県介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例」の規定を遵守する。

## (事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名称 野洲病院デイサービスしのはら
- (2) 所在地 滋賀県野洲市大篠原951番地

## (職員の職種、員数、および職務内容)

第4条 デイサービスに勤務する職種、員数、職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1名（常勤）  
管理者は、従事者を指導管理し、適切な業務の運営が行われるように総括する。  
通所介護計画書の作成を行う。
- (2) 生活相談員 1名以上（常勤）  
生活相談員は、居宅介護計画と通所介護計画に基づき利用者の心身の状態を的確に把握し、その利用者が日常生活を営むことが出来るよう相談援助等を行う。
- (3) 介護職員 4名以上（常勤）  
介護職員は、通所介護計画に沿って利用者の日常生活上必要な介護を行う。  
通所介護の運転業務を行う。
- (4) 看護職員 1名以上（非常勤）  
看護職員は、各利用者の健康管理及び心身機能の把握を行う。
- (5) 機能訓練指導員 1名以上（常勤）  
機能訓練指導員は、個別機能訓練計画書を作成し個別機能訓練計画に沿って機能訓練を行う。
- (6) 事務職員 1名以上（常勤）  
必要な事務を行う。

(営業日および営業時間)

第5条 営業日および営業時間は事業者医療法人社団御上会職員就業規定に準じて、定めるものとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。(但し、12月30日から1月3日までを除く)
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時00分までとする。
- (3) サービス提供時間 午前9時20分から午後4時30分までとする。

(指定通所介護の利用定員)

第6条 事業所の利用定員は30名とする。

(指定通所介護等の内容及び利用料その他の費用の額)

第7条 指定通所介護の内容は次の通りとし、指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割または2割の額とする。

- (1) 生活指導、相談援助
- (2) 健康チェック
- (3) 機能訓練
- (4) 食事の提供
- (5) 入浴介助
- (6) 送迎

2 前項に定めるものの他、その他の費用として利用者から次の費用の支払いを受けるものとする。

- (1) 食事の提供に要する費用として、一食につき700円徴収する。(おやつ代含む。)
- (2) オムツ代として、オムツ1枚120円、リハビリパンツ1枚110円、パット1枚60円徴収する。
- (3) 利用者の選定により通常の実施地域以外の地点に居住する利用者に対して行う送迎の費用として、通常の事業の実施地域より超えた時点で交通費を一律20円/km徴収する。
- (4) 前各号にあげる物のほか、指定通所介護提供において提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であり、その利用者に負担させる事が適当と認められる費用については実費を徴収する。
- (5) 利用者の都合で利用当日の朝8時30分以降のサービス中止の申し出については、食事代700円のキャンセル料を徴収する。

3 前項の費用に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い利用者の同意を得る。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は野洲市とする。

(サービス利用にあたっての留意点)

第9条 利用者は、デイサービスの利用にあたっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を本事業所の職員に連絡し、心身の状況に応じた利用を心がける。

(緊急時等における対応方法)

第10条 従事者は、指定通所介護の提供中に、利用者の心身状態の急変、事故発生時、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医、家族、ケアマネジャー等に連絡するなどの措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

2 利用者に対するデイサービスの提供により賠償すべき事項が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

3 上記発生した内容、対処方法については記録し保管を行う。

(非常災害対策)

- 第11条 事業者は、非常災害対策に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関に通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員へ周知するとともに定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。
- 2 非常災害の発生の際にその事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携及び協力を行う体制を構築するように努める

(苦情処理)

- 第12条 提供した通所介護に係る利用者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するために相談窓口を設置し、苦情の内容を配慮して必要な措置を講ずるものとする。
- 2 苦情の内容については記録し保管を行う。

(その他運営についての留意事項)

- 第13条 デイサービスは、社会的使命を十分認識し、従事者の質的向上を図るため研究、研修の機会を設け、又業務体制を整備する。
- 2 従事者は業務上知り得た秘密を保持する。
- 3 従事者は職を辞した後においても業務上知り得た秘密を守るべき旨を、従事者との雇用契約とする。
- 4 利用者の人権の擁護、虐待の防止などのため、責任者を設置するなど必要な体制の整備を行うとともに、従事者に対し、研修の機会を確保する。
- 5 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人社団御上会とデイサービスの管理者との協議に基づいて定めることとする。

- 附則 この規程は平成24年5月1日から施行する。
- この規程は平成25年9月1日から施行する。
- この規定は平成26年4月1日から施行する。
- この規程は平成26年11月20日から施行する。
- この規程は平成27年4月1日から施行する。
- 第7条の変更は平成27年8月1日から施行する。
- 第4条の変更は平成27年11月1日より施行する。